

令和8年 第6回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和8年6月10日（水）

午後1時57分から午後2時48分

場所：宇城市役所3階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1番	村山 安次	2番	五嶋 一精	3番	田尻 かほる
4番	松川 奈保美	5番	村嶋 政弘	6番	河野 公明
7番	橋本 孝博	8番	山田 哲郎	9番	坂本 茂義
10番	百家 美代子	11番	吉富 訓生	12番	北岡 誠司
13番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	欠
早川 一伸	欠	中塘 万格人
近藤 洋之	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
吉川 勝弘	欠	欠
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農業委員

農地利用最適化推進委員

上田 誠、吉利 健、河島 陽一、野田 眞語

○事務局出席者：（事務局長）米村 寿朗 （審議員）御船 保博 （主任主事）山本 秀磨

議事日程（開議：午後1時57分）

- 日程第1 議事録署名委員の決定について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第31号 農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について
- 日程第5 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第33号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について
- 日程第7 議案第34号 農用地利用集積等促進計画書の作成について

開 会 (午後 1 時 57 分) 副会長の号令による起立、礼

事務局長 定刻前ですが、全員お揃いですので、ただ今から、令和 8 年第 6 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の農業委員会総会への出席者は、農業委員総数 13 名中、13 名でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立しております。

開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願い致します。

会 長 こんにちは。大変お忙しい中、お疲れのところ、ご出席をしていただきまして有難うございます。

6 月 2 日、3 日と全国会長大会に出席してきまして、国会議員の先生方に要請書及び意見書を提出してまいりました。翌日は台風が酷く、予定の研修に行けず、そのまま空港で、帰りは帰って来られるのか分からない状態で待っていましたが、他の会長方と話しができ、とても必要な時間ではなかったかなと思っています。また、4 月に皆さんへ活動記録の報酬が振り込まれていたと思いますが、いま宇城市の活動日数が 9.48 日だったんですよ。本来の目標は 1 ヶ月あたり 10 日としていたんですが 9.48 日ということで、圃場の見回りとか、そうしたものも入れていいので、次年度は必ず目標を達成していただきたいと思います。改選後の委員に良い状況でバトンを渡すために最後まで最適化活動を実施し、記録簿の提出をお願いします。

今日は総会後に国営のお話しが 10 分程度、そしてこのメンバーでの最後の勉強会をしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 それでは、これより令和 8 年第 6 回宇城市農業委員会総会を開催致します。宜しくをお願いします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、12 番、北岡誠司委員、13 番、本田久委員を指名致します。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮り致します。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 有難うございます。全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上

程し、議題と致します。

議案第 30 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案の 3 ページになります。議案第 30 号農地法第 3 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 8 年 6 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員に状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、 三角 2 山本委員より

申請番号 2 番は、 三角 3 松下委員より

申請番号 3 番及び 4 番は、 三角 5 河野委員より

申請番号 5 番は、 6 番 河野委員より

申請番号 6 番及び 7 番は、 小川 1 森田委員より

申請番号 8 番及び 9 番は、 12 番 北岡委員より

申請番号 10 番は、 豊野 1 小田委員より

それぞれ、説明を求めます。

山本推進委員

1 番について説明いたします。申請事由は経営規模拡大による売買です。渡人の父親が地元出身で渡人自身も農業をやっておらず管理ができないとのことでした。現況は雑木が生育しており重機等を用いて整備が必要な状況でした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

松下推進委員

6-2 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりです。渡人と受人は、いとこ同士で親族関係にあります。申請事由は経営規模拡大による売買です。受人は自営で大工さんをしておられ、この農地の道向かいに作業土場、切込みの倉庫を持っておられます。年間 100 日から 150 日はお休みの日がありまして、その間、仕事が休みの時に野菜を作ろうと考えておられます。農機具は持っておられ、何ら心配ないかと思われま。審議の方よろしく申し上げます。

河野推進委員

申請番号 3 番についてご説明いたします。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買となります。渡人は市外在住で、両親が農業をやっておられましたが母親一人になられ、また高齢のため今回の売買となっています。受人は主に柑橘を栽培されていて息子さんも就農されており、取得後に

においても申請地が自宅の近くということもあり、何ら問題はないと思われ
ます。審議よろしく申し上げます。

申請番号4番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は、
経営規模拡大による売買になります。渡人は申請番号3番と同一の方となっ
ています。受人は柑橘を栽培されている専業農家で、受人の農地と接してい
ることから効率的に利用され、何ら問題はないと思われ、審議、よろしくお
願いします。

河野委員

申請番号5番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は贈
与となっております。渡人が高齢で、こちらに住んでないということで、この
当該地を管理することができず隣で耕作をされている受人にお願いをされた
ということです。何ら問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

森田推進委員

6-6を説明致します。渡人は過去、青年期まで地元に住んでおられた方で、
現在は市外ですが、母屋から田畑、山林まで誰か買い取る人を探していたとい
うのがありまして、受人に全部譲るということで話が成立致しました。母屋の
ある屋敷以外の田畑3筆が今回出ております。何ら問題はないと思います。

続きまして6-7、これは小川と豊野の境付近で、3月にも受人に、周辺の人
が買ってくれという風な状況で、これからも出てくる案件かなと思います。そ
ういう場所ではありますが、特に問題はないと思います。ご審議よろしくお
願いします。

北岡委員

6-8について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模
拡大による売買になります。場所が山間部で耕作が大変なので売却したいとい
う意向で、隣接地を所有されている受人の方に移管ということになりました。
森田委員からも説明がありましたように、同じ案件になります。受人は前から
干し柿等を作っておられますので、問題ないかと思われ、

続きまして9番について説明致します。詳細は記載のとおりです。申請事由
は新規就農となります。双方とも市外に住所がありますが、元々の家は地元
にあります。渡人の元の家は空き家となっております。受人の家にはお母さん
が一人で住んでおられます。圃場の場所が、渡人の元の家から、かなり離れた
場所でありまして、受人の方の家のすぐ裏にあるということで、前から受人が
耕作されておりました。お母さんの介護等が必要ということで、ほぼ毎日、息
子さんを通しておられ農業等をやっておられます。名義が、亡くなられたお母
さんから今度、娘さんに変更されてそれを機会に売買という形になりました。
耕作はこれまで同様続けていかれますので問題ないと思います。以上です。

小田推進委員

6-10について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は親子間の
贈与です。渡人であるお父さんが施設に入所されておりました。息さんがそ

の後を継ぐということです。その息子さんは別地区にお住まいですが、実家をリフォームされまして、リフォームが済み次第実家に戻られて、働きながら農業をするということでした。何ら問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議 長 只今、申請番号 1 番から 10 番について、各委員よりそれぞれ説明がありました。案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 意見も無いようですので、議案第 30 号の申請番号 1 番から 10 番について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 有難うございます。全員挙手です。よって、議案第 30 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 10 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 31 号「農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請」を上程し、議題といたします。
議案第 31 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案の 7 ページになります。議案第 31 号「農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請」について次のとおり、農地法第 5 条事業計画変更承認申請があつたので農業委員会の意見を求める。

令和 8 年 6 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：事業計画変更承認を受けるにあたり農業委員会の議決が必要なため、審議を求める。

続けて詳細を説明します。申請番号 1 番及び 2 番については関連のある案件となりますので併せてご説明いたします。これらの案件は、平成 3 年 7 月 3 日付けで個人住宅の許可を受け、その後通路を確保する必要があり平成 18 年 4 月 21 日付けで通路の許可を受けましたが、資金面の都合により事業実施を断念されました。今回、承継者が個人住宅及び通路での申請となっています。転用者の承継を伴う事業計画変更承認申請の場合は、農地法第 5 条の許可を受ける必要がありますので、議案第 32 号、農地法第 5 条の申請が提出されています。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今、申請番号 1 番及び 2 番について、事務局より説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 意見も無いようですので、議案第 31 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 有難うございます。全員挙手です。よって、議案第 31 号の農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請について、申請番号 1 番及び 2 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 5、議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 32 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の 9 ページになります。議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。
令和 8 年 6 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子
提案理由：農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番及び 2 番は、	三角 2	山本委員より
申請番号 3 番及び 4 番は	6 番	河野委員より
申請番号 5 番は、	7 番	橋本委員より
申請番号 6 番から 9 番は、	8 番	山田委員より
申請番号 10 番から 13 番は、	松橋 2	近藤委員より
申請番号 14 番は、	松橋 5	上村委員より
申請番号 15 番及び 16 番は、	9 番	坂本委員より
申請番号 17 番は、	小川 4	河島委員に代わりまして、 坂本委員より
申請番号 18 番は、	13 番	本田委員より

それぞれ、説明を求めます。

山本推進委員

1 番についてご説明致します。転用事由は、使用貸借による個人住宅建築になります。始末書添付です。当事者は親子で洋蘭栽培農家です。(場所説明)

申請地は農振農用地域内の畑から農業用倉庫への用途変更の転用許可をしておりましたが、誤って昨年、住宅を建築したため農振から除外して今回の申請に至ったということです。排水同意もあり、また隣接地は全て父親の所有であり問題ありません。審議よろしく申し上げます。

6-2 について説明します。転用事由は宅地拡張のためです。始末書添付です。(場所説明)平成14年に宅地転用の許可を受け造成工事を実施した際に、今回の申請地を取り込んで工事を施工したが転用申請を失念していたため今回の申請になったということです。排水同意書、隣接同意書もあり問題ありません。審議よろしく申し上げます。

河野委員

申請番号3番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由が個人住宅になっております。区長の排水同意と隣接同意も取れておりますので何ら問題はないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

続きまして4番についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。転用事由が特定建築条件付売買予定地となっております。この特定条件付きの予定地と言うのは、ある一定の期間を設けて注文住宅を建てるということになっております。その時期を過ぎましたら建売住宅に代わっていくということです。ここに3件建ちます。区長の排水同意、隣接同意も取れております。問題ないかと思ひます。ご審議よろしく申し上げます。

橋本委員

申請番号6-5について説明します。詳細は記載のとおりです。(場所説明)今回の転用事由は、敷地拡張ということで、粉砕したコンクリート等を置く場所が無くなったため、隣接地で川1つ離れた場所に土地を求められたということで申請されております。何ら問題ないと思ひます。審議よろしく申し上げます。

山田委員

申請番号6-6と6-7は同一の場所ですので続けて説明致します。詳細は記載のとおりです。6-6は個人住宅建設ということで申請されております。受人は渡人の娘さんになりまして、排水同意も隣接同意もありますので何ら問題ないと思ひます。

6-7について説明します。詳細は記載のとおりです。これは個人住宅建設予定の通路として申請されています。何ら問題ないと思ひます。

続きまして6-8について説明致します。転用事由は宅地拡張となっております。ここは、申請じゃなくてかぶった部分を贈与することで始末書が添付されております。何ら問題ないと思ひます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

6-9について説明致します。詳細は記載のとおりです。転用事由は宅地分譲、3区画の分譲を行うということでの申請になっておりまして、面積が182

m²、これは全体の奥の部分だけが農地ということで申請がされております。排水同意も取れておりますし何ら問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

近藤推進委員 6-10 について説明致します。詳細は記載のとおりです。転用事由が現場事務所、資材置場及び駐車場となっております。これは借人が一時転用で9ヶ月間、事務所と資材置場、駐車場として利用されるそうです。(場所説明)溜池の埋め立てに関する工事を行うそうです。問題はなさそうです。

続きまして6-11 について説明致します。詳細は記載のとおりです。転用事由が建売住宅となっております。隣接同意、排水同意も取られており、問題はないと思われます。

6-12 について説明致します。詳細は記載のとおりです。転用事由が宅地拡張となっております。始末書も添付されておりますが、これは渡人が土地を住宅地として買おうということで境界を測ったところ、受人側の土地が既に渡人の土地に入っていて、その分の購入ということになっておりますので始末書添付となっております。

6-13 について説明致します。こちらは、先ほど事務局より説明がありました宅地個人住宅として購入されるということでございます。何ら問題はありません。ご審議よろしくお願ひします。

上村推進委員 6-14 についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。受人が住宅建設のため測量を行った結果、受人宅の敷地内に土地が入り込んでいたというのが判明いたしまして、その土地に関し受人に贈与するという案件です。特に問題ないかと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

坂本委員 6-15 についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりでございます。今回の事由が個人住宅ということですので。(場所説明) ここについては全て同意も取れており、問題は無いと思ひます。始末書については、既に埋め立てがなされていたということでございますので、始末書添付ということでございます。

続きまして6-16 について説明申し上げます。転用事由は、ドッグランということで、これは1年ほど前に要望という感じであった訳でございますけど、今回、転用(申請)してあるということでございます。(場所説明) 同意の方が、排水同意は区長さんの方から取られておりますけど、隣接同意が取れていない。1件の方は同意をしないという話のようでありまして、もう1件の方は、子どもさんは了解されております。ただその持ち主が、その方のお父さんなものですから、その方がまだ同意をされていないというようなことです。先般、現地検討会でも現地を見まして、同意がない場合はどうなるのかなという様な協議をしたところですので。その辺、質問があったら事務局の方から説明があるかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして6-17についてご説明申し上げます。ここは駐車場ということですので。受人はお寺でございます。納骨堂が4つ目と言われたですかね、建設を予定されています。それで駐車場の方が不足するというようなことで、今回、渡人から受人が購入されて、駐車場にされるというようなことでございます。

(場所説明)これは問題ないと思います。同意の方も取れておりますのでご審議をいただきたいと思います。

本田委員

申請番号6-18について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は太陽光発電設備になります。(場所説明)貸人は現在、市外に住んでおられ高齢であり、申請地は耕作放棄地ということで、借人が太陽光発電設備を建設するという事です。隣接同意も排水同意も取れており問題ないかと思います。審議の方よろしくをお願いします。

議 長

ここで事務局より、各案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番、3番、4番、10番、11番、13番、14番、16番及び17番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われれます。

申請番号2番及び5番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、既存施設の面積に対して、拡張する面積が2分の1以下であり、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われれます。

申請番号6番から9番は、都市計画法で規定する用途地域内であることから農地区区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われれます。

申請番号12番は、特定土地改良事業の対象となった第1種農地ではありますが、既存施設の面積に対して、拡張する面積が2分の1以下であり、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われれます。

申請番号15番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われれます。

申請番号18番は、幅4m以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね500m以内に保育園と小中学校があることから農地区区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われれます。

議 長

只今、申請番号1番から18番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立

して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 (挙手) 森田委員をお願いします。

森田推進委員 近藤委員が説明されました 10 番の案件。地図を見るまで、この辺に溜池があるということを知らなかったんですが、溜池を埋め立てる？その溜池の所有者も気になるが、溜池自体が大雨とかそういう時の集水池になっていたのか、農業用の溜池だったのか、この辺全部が家になってしまっているの良く分かりませんが、溜池の用途とか、所在の意味と、溜池を埋め立てるといのは、誰が許可して、どうなるのかが良く分からないと思いますので、すいません。

議 長 近藤委員、分かりますか。

近藤推進委員 全部はお答えできるか分からないですけど、借人からお伺いしているのは、溜池の埋め立ては宇城市からの依頼で、今回埋め立てることになっているということでした。用途としては、農業用の溜池として使っておられたんですけども、ここ何十年ずっと放置されていて、ドブのような臭いもするので近隣の方から、かなり苦情も来ていて、古い溜池なので外側がどんどん崩れてきて周りに家もあって危ないということで今回のような話になったということはお聞きしています。この溜池が無くなってしまうことによって、どこかの農地が作れなくなるという可能性は今のところ、お聞きしてる限りでは無いのかなと。仮にあったとしても耕作放棄地になっていて、あまり稼働率がない田んぼへの用水としてというのは地元の農家台帳に乗ってる方に聞いてて大丈夫そうだなと思ったので、今回上がってきてるのかなと思います。

議 長 有難うございます。森田委員どうでしょうか。

森田推進委員 多分、ここは水がほとんど溜まってないでしょ。だからこの辺を回った時に気が付かなかったと思うんですよ。昔はおそらく農業用水のための溜池だったと思うんです。近藤委員から説明があって、状況とか周辺からの苦情で埋め立てられ、宇城市が要請するのであれば話は分かる。そういう費用は宇城市が出すのですか。

議 長 事務局からお願いします。

事務局 事務局から補足説明足します。ここの溜池の埋め立てといのは、経済部の農林水産課の方で行います。もちろん費用は宇城市です。補助とかが付くかもしれないが、事業主体は宇城市の農林水産課で行います。近藤委員より説明がありましたとおり、もう農業用としては使っていない。この溜池から下った場

所においては、大雨で水が溜まるような場所ではあるんですけど、ここは完全に埋め立てるのではなくて、普段は空っぽにしておく、そして大雨の際とかには、そこに貯水するような形式の埋め立てだと聞いています。完全に埋め立てて水が嵩むようなのではなくて、溜めれるプール的な形式だとは聞いていません。

森田推進委員 すいません。再質問で。溜池の半分くらい残して、周りからの水が寄ってきて防災上、危なくないような設計はするのかなとは思んですけど。宇城市の農林水産課が（借人に対し）依頼するというんですけど、仮に半分とか埋め立てたとして、所有者が宇城市なんだろうが、埋め立てた後は住宅地にするのか気になったので尋ねます。

議 長 事務局お願いします。

事務局 池自体は宇城市の所有だったと思います。池の周りの樹木が植わっているような場所については、個人の持ち分もあったんですけど、そちらも市が土地購入等を行ってから埋め立てるという形です。以前聞いてる工法でしたら、下の方はコンクリートですということなので、先ほど言いましたように、普段は空っぽ、先ほどの森田委員が言われたように、防災上必要な時には、そこに水を溜めるといった状況になると思われま。

議 長 有難うございます。他に何か意見ありませんか。

議 長 （挙手）はい、五嶋委員お願いします。

五嶋委員 五嶋です。申請番号 16 番、先ほど隣接の同意が無いとのことでしたが、支障がなければ、その同意をしない理由を教えてくださいたいと思います。

議 長 事務局からお願いしたいと思いますが、良いですか。

事務局 先ほどのドッグラン施設の隣接同意が無いということだったんですけど、法的な添付書類の中で、隣接同意書という書類は、必ずしも求められているものではございません。宇城市としては、隣接地がある場合は、その方からの同意を頂くというところで申請者には説明をしているところです。今回、隣接同意をしてない理由なんですけど、先ほど坂本委員が言われたとおり、1 件が個人的な感情、私情で同意をしないというところ。もう一方が、息子さんは同意をされているけど、本人さんからの同意は貰えてないといところの反対になっていまして、基本的には営農に関する反対の意味で同意をしないのでは無いのかなということで、先日現地検討会でも協議をさせていただいたところです。

他の申請でも様々あるとは思いますが、所有者と連絡が取れないとか。今回の同意が取れていない理由に関しては、営農上には支障のないところなのかなという風に考えております。

議 長 有難うございます。それでは他に何かありませんか。

議 長 意見もないようですので、議案第 32 号の申請番号 1 番から 18 番について、承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 有難うございます。全員挙手です。よって、議案第 32 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 18 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 33 号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」を上程し、議題といたします。
議案第 33 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の 15 ページになります。議案第 33 号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」次のとおり農用地利用集積等促進計画について意見を求める。

令和 8 年 6 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画について、同条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成について農業委員会の意見を求める。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。
発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 意見もないようですので、議案第 33 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 有難うございます。全員挙手です。よって、議案第 33 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 7、議案第 34 号「農用地利用集積等促進計画書の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第 34 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案の 37 ページになります。議案第 34 号「農用地利用集積等促進計画書の作成について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画書の作成について熊本県農業公社に要請してよろしいか農業委員会の意見を求める。

令和 8 年 6 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農用地の利用の高率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画書の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。

続けて詳細を説明します。議案書の 37 ページから 38 ページです。

今月は、農業公社買い入れが 3 件、売り渡しが 1 件です。

合計面積は、田のみ 4 件で 26,977 m²です。

売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。
発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 意見も無いようですので、議案第 34 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 有難うございます。全員挙手です。よって議案第 34 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了しました。
これもちまして、令和 8 年第 6 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なご審議、有り難うございました。

閉 会 (午後 2 時 48 分) 副会長の号令による、規律、礼。

